

○民間資金等活用事業推進委員会令（抄）（平成十一年政令第二百八十号）

（部会）

第四条 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

- 2 部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（議事）

第五条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

○民間資金等活用事業推進委員会議事規則（抄）（平成 11 年 10 月 8 日制定）

（公表等）

第 5 条 委員会の終了後、委員長又は委員長の指名する者が、必要に応じて、記者会見を行い議事内容を説明することとする。

- 2 委員会の終了後速やかに議事概要（発言者名なし）を作成し、公表するものとする。
- 3 委員会の議事録（発言者名なし）については、作成後これを公表するものとする。
- 4 委員会の資料については、審議の途中にあるものその他公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある等相当の理由があると委員長が認めるものを除き、公開するものとする。
- 5 第 2 項から前項までの規定により公表し又は公開する議事概要等については、コンピュータネットワークにより広く国民の方々の入手を可能とするよう配慮するものとする。

（部会）

第 6 条 第 1 条、第 2 条、第 4 条及び前条の規定は部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「第 2 条第 3 項」とあるのは「第 4 条第 4 項」と読み替えるものとする。